道路貨物運送業用設備	一二
倉庫業用設備	一二
運送に附帯するサービス業用設備	一〇
飲食料品卸売業用設備	一〇
緑地施設維持管理用機械設備	一〇
鉱山救護隊訓練用坑道の附属機械設備	一七
中小企業技術研修用機械装置	一〇
中小企業用技術開発試作機械設備	四
雑貨類製造専用開発試作機械設備	五
有機質肥料製造設備	一〇
有機性汚泥固形燃料化装置	八
空缶処理用設備	三
廃棄物再資源化実験用設備	四
汚水、坑水、廃水又は廃液の処理用機械装置	七
ごみ固形化燃料設備	一五
上水道業用設備	一二
風力発電設備	一七
ばい煙処理用機械装置	七
汎用金属工作機械	七
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
その他のもの（開発研究用のものに限る。）	四

需要者用計量器	一三
その他の設備	一五
道路貨物運送業用設備	一二
倉庫業用設備	一二
運送に附帯するサービス業用設備	一〇
飲食料品卸売業用設備	一〇
緑地施設維持管理用機械設備	一〇
鉱山救護隊訓練用坑道の附属機械設備	一七
中小企業技術研修用機械装置	一〇
中小企業用技術開発試作機械設備	四
雑貨類製造専用開発試作機械設備	五
有機質肥料製造設備	一〇
有機性汚泥固形燃料化装置	八
空缶処理用設備	三
廃棄物再資源化実験用設備	四
汚水、坑水、廃水又は廃液の処理用機械装置	七
ごみ固形化燃料設備	一五
上水道業用設備	一二
風力発電設備	一七
ばい煙処理用機械装置	七
汎用金属工作機械	七
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
その他の設備	
主として金属製のもの	一七
その他のもの	八
その他のもの（開発研究用のものに限る。）	四

別表四補助金等の名称の項中「福島原子力事故影響対策特別交付金（研究開発に係るものに限る。）」を「福島原子力事故影響対策特別交付金（研究開発に係るものに限る。）福島特定原子力施設地域振興交付金（研究開発に係るものに限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第九十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年四月十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

表の委任した予算科目名の欄中

「対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（企業立地促進基盤総合特区推進費補助金（企業立地促進基盤整備事業に限る。）地域新成長産業創出促進事業費補助金（被災地の社会的課題解決整備事業に限る。）

を「地域新成長産業創出促進事業費補助金（ノウハウ移転・支援事業に限る。）」に改め、

「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、中小企業・小規模事業者連携促進支援事業、小規模事業者等ＪＡＰＡＮブランド育成・地域産業資源活用支援事業（地域産業資源活用支援事業に限る。）、ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業及び中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうち橋渡し研究事業に限る。）、地域商業自立促進事業費（地域商業自立促進事業に限る。）、中心市街地再興戦略事業、中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業・小規模事業者経営人材等支援事業に限る。）に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、革新的ものづくり産業創出連携促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業及び中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうちシーズ活用研究開発事業に限る。）、地域商業自立促進事業費（地域商業自立促進事業に限る。）、中心市街地再興戦略事業、中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業・小規模事業者経営人材等支援事業に限る。）及びふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業及び低未利用資源活用等農商工等連携支援事業に限る。）に限る。）」に、「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業外国出願支援事業費補助金（公益法人分（地方所管）に限る。）に限る。）」を「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業費補助金（公益法人分（地方所管）に限る。）及び地域中小企業知的財産支援力強化事業費補助金に限る。）」に改め、「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域資源活用ネットワーク形成発展事業に限る。）（地域資源活用ネットワーク形成支援事業、新事業展開実現可能性調査事業に限る。）連携型新連携支援事業、ふるさと名物普及事業、地域ネットワーク活用海外展開支援事業に限る。）」

を削り、表の委任機関欄中東北経済産業局長及び関東経済産業局長の項を削り、表の委任し「被災都市ガス導管移設復旧支援事業費補助金」を「地域経済産業活性化対策費補助金（工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、平成二十六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務に対する平成十四年経済産業省告示第二百六十八号の規定の適用については、なお従前の例による。